



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*8 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 1

○ 人事委員会規則

*2 職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 6

*3 教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 7

*4 警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 7

*5 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 7

*6 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 10

*7 教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 11

*8 職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 12

*9 警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 13

*10 勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則 13

*11 職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 13

*12 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則 14

○ 教育委員会規則

*2 市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 14

*3 市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 14

○ 公営企業管理規程

*1 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 15

規 則

和歌山県規則第8号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和50年和歌山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項を次のように改める。

3 現業職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容を定める等級別基準職務表は、別表第1の3に定めるとおりとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

現 業 職 給 料 表

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	126,400	177,600	199,300	246,800	276,600
	2	127,300	179,100	200,700	248,000	278,500
	3	128,300	180,600	202,100	249,100	280,300
	4	129,200	182,100	203,400	250,400	282,200
	5	130,200	183,500	204,700	251,300	284,000
	6	131,200	185,000	206,100	252,600	285,800
	7	132,200	186,400	207,500	253,800	287,500
	8	133,200	187,800	208,900	255,000	289,400
	9	134,000	189,200	210,300	256,100	291,100
	10	135,000	190,400	211,900	257,300	292,900
	11	136,000	191,700	213,500	258,500	294,600
	12	137,100	192,800	214,900	259,700	296,400
	13	137,900	194,000	216,200	260,800	298,000
	14	138,900	195,100	217,700	261,900	299,700
	15	139,900	196,200	219,200	262,900	301,300
	16	140,900	197,300	220,500	264,000	302,800
	17	142,000	198,400	221,600	265,100	304,400
	18	143,200	199,500	222,400	266,300	306,000
	19	144,400	200,500	223,300	267,400	307,700
	20	145,600	201,500	224,300	268,400	309,400
	21	146,700	202,500	225,200	269,400	310,700
	22	147,900	203,600	226,700	270,500	312,100
	23	149,100	204,700	228,000	271,600	313,500
	24	150,300	205,700	229,100	272,700	315,000
	25	151,500	206,600	230,600	273,700	316,400
	26	153,000	207,500	231,900	274,800	317,900
	27	154,500	208,200	233,200	275,900	319,300
	28	156,000	209,100	234,500	277,000	320,700
	29	157,400	210,000	235,700	278,000	322,300
	30	158,900	211,200	236,900	279,100	323,500
	31	160,400	212,200	238,200	280,100	324,800
	32	161,900	213,100	239,500	281,100	326,000
	33	163,400	213,800	240,600	282,000	327,100
	34	165,200	215,000	241,900	282,900	328,000
	35	167,000	216,100	243,100	284,000	329,100
	36	168,800	217,300	244,300	285,100	330,200

	37	170,600	218,300	245,600	285,800	331,300
	38	172,300	219,500	246,900	286,700	332,400
	39	174,000	220,700	248,200	287,600	333,400
	40	175,700	221,800	249,500	288,500	334,400
	41	177,300	222,800	250,600	289,400	335,400
	42	178,700	224,000	251,900	290,400	336,400
	43	180,100	225,100	253,100	291,400	337,400
	44	181,500	226,200	254,400	292,300	338,400
	45	183,000	227,300	255,300	293,000	339,300
	46	184,400	228,400	256,400	293,900	340,300
	47	185,800	229,500	257,600	294,800	341,300
	48	187,200	230,600	258,700	295,700	342,300
再	49	188,500	231,700	259,900	296,400	343,200
	50	189,700	232,800	261,100	297,000	344,100
	51	190,800	233,900	262,300	297,700	345,000
	52	192,000	235,100	263,300	298,500	345,800
任	53	193,100	236,200	264,400	299,100	346,600
	54	194,200	237,200	265,500	299,900	347,400
	55	195,300	238,100	266,700	300,600	348,200
	56	196,400	239,100	267,900	301,300	348,900
用	57	197,500	240,100	268,900	302,000	349,600
	58	198,500	241,100	269,900	302,700	350,400
	59	199,500	242,100	271,000	303,500	351,200
	60	200,500	243,000	272,000	304,200	351,900
職	61	201,600	244,000	273,100	304,800	352,600
	62	202,500	244,900	274,200	305,500	353,300
	63	203,400	245,800	275,200	306,200	354,000
	64	204,300	246,700	276,300	306,900	354,700
員	65	205,000	247,600	277,200	307,400	355,300
	66	205,800	248,400	278,000	307,900	355,800
	67	206,500	249,200	278,800	308,500	356,300
	68	207,300	249,900	279,600	309,100	356,800
以	69	207,700	250,700	280,500	309,700	357,200
	70	208,300	251,300	281,300	310,100	357,700
	71	208,600	251,900	282,100	310,600	358,200
	72	209,200	252,400	282,800	311,100	358,700
外	73	209,700	252,600	283,600	311,400	359,100
	74	210,300	253,000	284,300	311,900	359,600
	75	210,900	253,500	285,100	312,400	360,100
	76	211,700	254,000	285,900	312,800	360,600
の	77	211,900	254,600	286,500	313,000	361,000
	78	212,600	255,000	287,000	313,300	361,500
	79	213,200	255,500	287,500	313,600	362,000
	80	213,800	256,000	287,900	313,900	362,500

職	81	214,500	256,300	288,300	314,200	362,900
	82	215,100	256,600	288,700	314,500	363,400
	83	215,700	256,900	289,200	314,800	363,900
	84	216,400	257,200	289,700	315,100	364,400
員	85	217,100	257,400	290,100	315,300	364,800
	86	217,700	257,600	290,700	315,700	365,300
	87	218,300	257,900	291,300	316,000	365,800
	88	219,000	258,200	291,900	316,200	366,300
	89	219,500	258,400	292,200	316,400	366,700
	90	220,100	258,600	292,700	316,700	367,200
	91	220,700	259,000	293,200	317,000	367,700
	92	221,300	259,200	293,600	317,300	368,200
	93	221,700	259,500	294,000	317,500	368,600
	94	222,200	259,900	294,500	317,800	
	95	222,700	260,200	295,000	318,100	
	96	223,200	260,500	295,500	318,300	
	97	223,800	260,700	295,800	318,500	
	98	224,300	261,000	296,200	318,800	
	99	224,800	261,200	296,700	319,100	
	100	225,300	261,500	297,200	319,300	
101	225,900	261,800	297,600	319,500		
102	226,400	262,000	298,000			
103	227,000	262,300	298,300			
104	227,600	262,600	298,600			
105	228,000	262,800	298,900			
106	228,500	263,000	299,300			
107	229,000	263,300	299,700			
108	229,400	263,500	300,100			
109	229,600	263,800	300,400			
110	230,000	264,100	300,800			
111	230,500	264,400	301,200			
112	231,000	264,600	301,500			
113	231,400	264,800	301,700			
114	231,900	265,100	302,000			
115	232,400	265,300	302,300			
116	232,900	265,500	302,500			
117	233,200	265,800	302,700			
118	233,600	266,100	303,000			
119	234,000	266,400	303,300			
120	234,400	266,700	303,500			
121	234,800	266,800	303,700			
122		267,100	304,000			
123		267,400	304,300			

	124		267,700	304,500		
	125		267,800	304,700		
	126		268,100	305,000		
	127		268,400	305,300		
	128		268,700	305,500		
	129		268,800	305,700		
	130		269,100	306,000		
	131		269,400	306,300		
	132		269,700	306,500		
	133		269,800	306,700		
	134		270,100			
	135		270,400			
	136		270,700			
	137		270,800			
再 任 用 職 員		192,400	203,500	222,000	242,800	273,500

別表第1の2の表中「144,200」を「146,700」に、「202,400」を「203,500」に、「220,900」を「222,000」に、「241,700」を「242,800」に、「272,400」を「273,500」に改める。

別表第1の2の次に次の1表を加える。

別表第1の3 (第2条関係)

現業職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	事務助手、用務員、校務員又は作業員（以下「事務助手等」という。）の職務
2 級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務
3 級	1 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務 2 技師補の職務
4 級	特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務
5 級	極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う事務助手等の職務

附 則

(施行期日等)

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第1の2の表の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則（別表第1及び別表第1の2の表の改正規定に限る。）による改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第2号

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月10日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「定める地域及び」を「定める地域は、国家公務員の地域手当の支給地域の例によるほか、和歌山市及び橋本市を除く和歌山県内の地域とし、同項の」に改め、「支給地域及び」を削り、同条第2項中「よる」の次に「ほか、和歌山市及び橋本市を除く和歌山県内の地域は、8級地とする」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与に関する規則の規定は、平成27年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(平成28年3月31日までの間における地域手当に関する特例)

- 2 適用日から平成28年3月31日までの間における職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年和歌山県条例第2号）附則第4項に規定する人事委員会規則で定める割合は、100分の0.4とする。

和歌山県人事委員会規則第3号

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月10日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

教育職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給与に関する規則（昭和32年和歌山県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第11条の3第1項中「定める地域及び」を「定める地域は、国家公務員の地域手当の支給地域の例によるほか、和歌山市及び橋本市を除く和歌山県内の地域とし、同項の」に改め、「支給地域及び」を削り、同条第2項中「よる」の次に「ほか、和歌山市及び橋本市を除く和歌山県内の地域は、8級地とする」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の教育職員の給与に関する規則の規定は、平成27年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(平成28年3月31日までの間における地域手当に関する特例)

- 2 適用日から平成28年3月31日までの間における教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年和歌山県条例第7号）附則第4項に規定する人事委員会規則で定める割合は、100分の0.4とする。

和歌山県人事委員会規則第4号

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月10日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「定める地域及び」を「定める地域は、国家公務員の地域手当の支給地域の例によるほか、和歌山市及び橋本市を除く和歌山県内の地域とし、同項の」に改め、「支給地域及び」を削り、同条第2項中「よる」の次に「ほか、和歌山市及び橋本市を除く和歌山県内の地域は、8級地とする」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察職員の給与に関する規則の規定は、平成27年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(平成28年3月31日までの間における地域手当に関する特例)

- 2 適用日から平成28年3月31日までの間における警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年和歌山県条例第9号）附則第4項に規定する人事委員会規則で定める割合は、100分の0.4とする。

和歌山県人事委員会規則第5号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月10日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和50年和歌山県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
附則第4項の表を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1項職員				2項職員
	1種	2種	3種	4種	
	円	円	円	円	円
1年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	50,500
1年以上2年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	50,500
2年以上3年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	50,500
3年以上4年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	50,500
4年以上5年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	50,500
5年以上6年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	50,500
6年以上7年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	48,700
7年以上8年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	46,900
8年以上9年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	45,100
9年以上10年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	43,300
10年以上11年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	41,500
11年以上12年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	39,700
12年以上13年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	37,900
13年以上14年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	36,100
14年以上15年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	34,700
15年以上16年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	33,300
16年以上17年未満	408,900	363,600	304,500	247,800	31,900
17年以上18年未満	404,500	359,600	301,200	245,200	30,500
18年以上19年未満	400,100	355,600	297,900	242,600	29,100
19年以上20年未満	395,700	351,600	294,600	240,000	27,700
20年以上21年未満	391,300	347,600	291,300	237,400	26,300
21年以上22年未満	379,300	337,600	283,900	231,800	25,700
22年以上23年未満	367,000	327,400	276,400	226,400	25,100
23年以上24年未満	355,200	317,700	269,400	220,900	24,100
24年以上25年未満	343,200	307,700	261,900	215,500	23,500
25年以上26年未満	331,100	297,700	254,600	210,100	22,900
26年以上27年未満	315,900	283,900	243,500	202,200	22,300
27年以上28年未満	301,100	270,400	232,800	194,300	21,700
28年以上29年未満	286,200	256,900	221,900	186,400	20,900

29年以上30年未満	270,900	243,100	210,900	178,600	20,600
30年以上31年未満	253,500	228,100	199,200	170,000	20,200
31年以上32年未満	236,000	213,200	187,300	161,700	19,600
32年以上33年未満	218,700	198,300	175,800	152,800	18,700
33年以上34年未満	188,100	173,400	156,300	140,200	17,800
34年以上35年未満	160,100	150,400	138,300	128,100	17,100

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。

別表を次のように改める。

別表 (第8条関係)

職員の区分 期間の区分	1項職員				2項職員
	1種	2種	3種	4種	
	円	円	円	円	円
1年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	50,500
1年以上2年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	50,500
2年以上3年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	50,500
3年以上4年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	50,500
4年以上5年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	50,500
5年以上6年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	50,500
6年以上7年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	48,700
7年以上8年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	46,900
8年以上9年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	45,100
9年以上10年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	43,300
10年以上11年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	41,500
11年以上12年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	39,700
12年以上13年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	37,900
13年以上14年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	36,100
14年以上15年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	34,700
15年以上16年未満	413,300	367,600	307,800	250,400	33,300
16年以上17年未満	408,900	363,600	304,500	247,800	31,900
17年以上18年未満	404,500	359,600	301,200	245,200	30,500
18年以上19年未満	400,100	355,600	297,900	242,600	29,100
19年以上20年未満	395,700	351,600	294,600	240,000	27,700
20年以上21年未満	391,300	347,600	291,300	237,400	26,300

21年以上22年未満	371,900	330,700	277,500	225,400	25,700
22年以上23年未満	352,100	313,500	263,500	213,500	25,100
23年以上24年未満	332,800	296,800	250,000	201,500	24,100
24年以上25年未満	313,400	279,900	236,100	189,700	23,500
25年以上26年未満	293,900	263,000	222,400	177,900	22,900
26年以上27年未満	271,200	242,200	204,800	163,500	22,300
27年以上28年未満	249,000	221,800	187,700	149,200	21,700
28年以上29年未満	226,600	201,400	170,400	134,900	20,900
29年以上30年未満	203,800	180,600	152,800	120,600	20,600
30年以上31年未満	179,000	158,700	134,800	105,600	20,200
31年以上32年未満	154,100	136,800	116,500	90,800	19,600
32年以上33年未満	129,500	115,100	98,600	75,600	18,700
33年以上34年未満	91,400	83,200	72,600	56,500	17,800
34年以上35年未満	56,100	53,400	48,300	38,100	17,100

備考

- この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。
- この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。
- この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第6号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月10日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第7イの表中

30	を	29	に改め、
30		30	
31		30	
31		30	
32		31	
32		31	
33		31	
33		32	
34		32	

34	32
35	33
35	34
36	35

別表第7エの表中

62	を	61	に改める。
62		62	
62		62	
62		62	
62		62	
62		62	
62		62	
63		62	
63		62	
63		63	
63		63	
63		63	
63		63	
63		63	
64		63	
64		63	
64		63	

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成27年4月1日からこの規則の施行の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成28年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

和歌山県人事委員会規則第7号

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月10日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部

を次のように改正する。

別表第7アの表中

38		37
39		38
40		38
41		39
41	を	39
42		40
42		40
43		41
43		42
44		43

に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成27年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の教育職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成28年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

和歌山県人事委員会規則第8号

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月10日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当に関する規則(昭和58年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

(特地勤務手当と地域手当との調整)

第4条 職員の給与に関する規則(昭和32年和歌山県人事委員会規則第23号)第9条の2第1項に規定する地域に所在する特地公署に勤務する職員には、条例第14条の2の規定による地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。

別記様式中「(第4条関係)」を「(第5条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の特地勤務手当に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第9号

警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月10日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

警察官の特地勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

警察官の特地勤務手当に関する規則（昭和58年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第3条の次に次の1条を加える。

（特地勤務手当と地域手当との調整）

第4条 警察職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第8号）第8条第1項に規定する地域に所在する特地公署に勤務する警察官には、条例第12条の2の規定による地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。

別記様式中「（第4条関係）」を「（第5条関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の警察官の特地勤務手当に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第10号

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月10日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

勤勉手当の支給基準に関する規則の一部を改正する規則

勤勉手当の支給基準に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「100分の150」を「100分の170」に、「100分の190」を「100分の210」に改め、同条第2号中「100分の70」を「100分の80」に、「100分の90」を「100分の100」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の勤勉手当の支給基準に関する規則の規定は、平成27年12月1日から適用する。

和歌山県人事委員会規則第11号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月10日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
第17条第1項中「180,800円」を「183,300円」に、「160,700円」を「163,200円」に改め、同条第4項中「198,100円」を「200,800円」に、「176,900円」を「179,600円」に改め、同条第5項中「198,100円」を「200,800円」に、「176,900円」を「179,600円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の育児休業等に関する規則の規定は、平成27年4月1日

から適用する。

和歌山県人事委員会規則第12号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月10日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則（平成14年和歌山県人事委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「180,800円」を「183,300円」に、「160,700円」を「163,200円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第2号

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月10日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

市町村立学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与に関する規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「定める地域及び」を「定める地域は、国家公務員の地域手当の支給地域の例によるほか、和歌山市及び橋本市を除く和歌山県内の地域とし、同項の」に改め、「支給地域及び」を削り、同条第2項中「よる」の次に「ほか、和歌山市及び橋本市を除く和歌山県内の地域は、8級地とする」を加える。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の給与に関する規則の規定は、平成27年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(平成28年3月31日までの間における地域手当に関する特例)

2 適用日から平成28年3月31日までの間における市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年和歌山県条例第8号）附則第4項に規定する教育委員会規則で定める割合は、100分の0.4とする。

和歌山県教育委員会規則第3号

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月10日

和歌山県教育委員会教育長 宮 下 和 己

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成5年和歌山県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第7イの表中

38		37
39		38
40		38
41		39
41	を	39
42		40
42		40
43		41
43		42
44		43

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成27年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の市町村立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成28年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に教育委員会が人事委員会と協議して号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第1号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程（昭和42年和歌山県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「国家公務員」を「職員の給与に関する条例第2条第1項に規定する職員」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。